

令和元年10月7日開会
(第10回総会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第10回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和元年10月7日(月)
- 2 開会日時及び場所
令和元年10月7日(月) 午後2時00分
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和元年10月7日(月) 午後3時04分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	4番 東 康敬	5番 林田 剛
6番 森崎 茂徳	7番 渡部 篤	8番 平野 利光	9番 馬場 保
10番 徳永 玉義	11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三
14番 松尾 茂敏	15番 川内 幸徳	17番 鶴崎 進	18番 大久保信一
19番 小筏 正治			

(2)欠席者(2名)

3番 松永 一 16番 草野有美子

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第45号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第46号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第4 議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第48号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第6 議案第49号 農地法第5条第1項に規定による許可申請について
- 日程第7 議案第50号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定
について
- 日程第8 議案第51号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第9 報告第7号 非農地通知の発出について

午後 2 時 00 分開会

○事務局長（坂本 英知君） 改めまして、皆さんお疲れさまです。

農繁期の忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。

本日は、松永委員、草野委員のほうから欠席届が出ておりますけれども、法の規程による過半数を超えておりますので、会長、議事の進行をよろしく願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さんこんにちは。

農繁期で大変お忙しい中にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和元年第 10 回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、各委員の協力方よろしく願いいたします。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第 12 条の規定により、13 番、池田委員、14 番、松尾委員、両委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 2、議案第 45 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてから、日程第 9、報告第 7 号、非農地通知の発出についてまでの議案 7 件、報告 1 件となります。

それでは、議案第 45 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書 2 ページをごらんください。

議案第 45 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年 10 月 7 日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書 3 ページをごらんください。受付番号 59 番から、議案書 6 ページ、受付番号 67 番までの 9 件の申請がっております。詳しくは別添 1 をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長よりお願いいたします。東委員、どうぞ。

○委員（4 番 東 康敬君） 議席番号 4 番、東部調査会長の東です。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号 59 番から 64 番です。

受付番号 59 番、60 番は、不在地主が譲渡する案件です。

受付番号 61 番は、耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号 62 番は、相手方の要望により買い受ける案件です。

受付番号63番は、いとこの息子に贈与する案件です。

受付番号64番は、相手方の要望により買い受ける案件です。

受付番号59番から64番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号59番から64番について、何かご質疑ありましたらお願いいたします。
59番から64番までありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。内田委員、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号65番から66番です。

受付番号65番は、後継者（子）へ貸し付ける案件です。

受付番号66番は、後継者（子）へ贈与する案件です。

受付番号65番から66番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号65番から66番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。
ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会よりお願いいたします。池田委員、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号67番となります。

受付番号67番は、相手方の要望により買い受ける案件です。

受付番号67番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号67番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） 馬場委員、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番、馬場ですけど、無償となっておりますが、これは親戚関係ですか。

○委員（6番 森崎 茂徳君） 親戚じゃないですけども、譲渡人は愛野に住んでいるもんだから管理がどうもならないということで、隣の畑の方に贈与するということです。

○議長（小筏 正治君） いいですか、馬場委員。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第45号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号59番から67番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第46号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書7ページをごらんください。

議案第46号、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について

次のとおり農地法第3条第1項目的の買受適格証明願があったので総会の議決を求める。令和元年10月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は8ページをごらんください。受付番号1番です。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、東部調査会長からこの案件について説明及び報告をお願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について、受付番号1番です。

受付番号1番は、申出者が、長崎地方裁判所島原支部、平成31年（ケ）第1号公告の期間入札に参加するため、物件農地の買受適格者であるかどうかを証明するものです。

受付番号1番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号1番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第46号、農地法第3条第1項目的の

買受適格証明願について、受付番号1番は、願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、願い出のとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第46号につきましては、落札者が決定し、農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを附帯決議とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第4、議案第47号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書9ページをごらんください。

議案第47号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年10月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は10ページ、受付番号2番から4番まで、3件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。中部調査会長、お願いします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号2番から4番です。

受付番号2番は、農業用資材置場として農業用施設用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。転用目的が農業用施設用地であることから例外的に許可をすることができる案件であると思われま

す。受付番号3番は、農機具兼農業用資材置場として農業用施設用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地区域内の農地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。転用目的が農業用施設用地であることから例外的に許可をすることができる案件であると思われま

す。農振軽微変更については、令和元年9月11日に完了しております。

受付番号4番は、共同住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、10ヘクタ

ール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。周辺に集落があるため、例外規定の集落接続で許可することができる案件であると思われます。

受付番号2番から4番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） どうもありがとうございました。

それでは、受付番号2番から4番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第47号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、受付番号2番から4番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第5、議案第48号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書11ページをごらんください。

議案第48号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

次のとおり農地法第5条の規定による許可処分の取消願があったので総会の議決を求める。令和元年10月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は12ページ、受付番号3番です。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、西部調査会長より案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。はい、どうぞ。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、受付番号3番です。

受付番号3番は、平成元年2月28日付で店舗用地として転用許可を受けておりましたが、借人が計画を断念したため許可処分の取消願を提出されたものです。

受付番号3番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございました。

それでは、受付番号3番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、議案第48号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について、受付番号3番は、願出のとおり許可処分を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、願出のとおり許可処分を取り消すことに決定しました。

次に、日程第6、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書13ページをごらんください。

議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年10月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書は14ページ、受付番号38番から、議案書15ページ、受付番号43番まで、6件の申請がっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、東委員、お願いします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号38番から41番です。

受付番号38番は、住宅用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、住宅等が連たんしていることから第3種農地と判断をしました。

受付番号39番は、車両展示場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、住宅等が連たんしていることから第3種農地と判断をしました。

受付番号40番は、農業用道路への転用の追認申請、地役権設定を計画されています。申請地は農振農用地区域内の農地であり、第1種農地と判断しました。農業用道路であるため農振除外の手続きは必要ないと農林課から回答をいただいております。

受付番号41番は、住宅用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、生産性の低い、おおむね10ヘクタール未満の一团の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断をしました。申請地は、転用面積が572平米であり、県指針の500平米を超過しておりますが、理由としては、勾配が急なため、最大盛土が3.5メートルとなっており、石積みのり面及び進入通路幅に97平米を要します。このため、住宅建設有効面積は475平方メートルとなりま

す。東部調査会としては、十分協議を行い、例外的に認められると判断しました。

受付番号38番から41番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号38番から41番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 済みません、4番、東です。

受付番号40番、地役権設定とありますけれども、これを、我々東部調査会の中でですね、事務局から説明を受けて、「ああ、そういうことか」ということで知識を得たような感じですので、事務局のほうからこの地役権設定について説明をお願いしたいと思います。

○事務局（原田 誠二君） 事務局から説明いたします。

地役権とは、自分の土地にとって都合がいいように、他人がその土地を利用できるようにする権利のことですね。この申請でいけば、農地に入るために第三者の方が作業用道ですかね、これを通らないと入れないために、以前亡くなられた所有者とほかの地権者との間で、口頭により、お金の授受はあってですね、通れるようになっていたということです。

ただし、所有者の代がかわりまして、娘さんが所有されるということであり、やっぱり口頭だけではちょっと、今後ちょっと問題があるということで、登記のほうで地役権、通行権ですね、これを設定したいということで申請されております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいま、事務局から地役権ということで説明がありましたけど、皆さん、ご理解できましたか。

○委員（9番 馬場 保君） わからんとですけど、具体的にもうちょっと。

○事務局（原田 誠二君） そしたらちょっと関係資料を一旦配ります。

○議長（小筏 正治君） それでは、ちょっと休憩いたします。

（休憩）

○議長（小筏 正治君） それでは、再開いたします。

ただいま、西部、中部の方には地役権という資料を配付してもらったんですけど、それを見てもらって、その中でどうしてもここあたりがわからないと。

○委員（6番 森崎 茂徳君） この場合、農振は関係なかですか。農振は全然そのままよかわけですか。

○事務局（原田 誠二君） ここが農業用道路ですので、農振のほうはもう別に、何もいいという

ことです。通常、耕作用道路だったら、うちのほうも申請、別に上げんでもよかんですけど、今回、地役権を設定したいということで、登記所のほうからですね、やっぱり農業委員会の許可をもらってこいと言われて、うちもどうしたもんかということで、とりあえずその5条で、とりあえずこれを取り扱って許可を出して、登記簿に地役権を設定させるということで一応申請されております。

○議長（小筏 正治君） いいでしょうか。

○事務局（増富 浩彦君） 簡単に言えばですね、登記簿に権利の設定ばするとは、農業委員会の許可が要るということです。登記簿に載せたいもんやけ、申請ばしてきておるわけです。

○委員（9番 馬場 保君） 許可はよかんですけど、年数はどがんなる……。

○事務局（増富 浩彦君） もう半永久です。

○議長（小筏 正治君） 次に行っていいますか。

中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（12番 内田 弘幸君） 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は、受付番号42番です。

受付番号42番は、申請農地と宅地を一体利用して、住宅用地へ転用を計画されております。申請地は農振白地、地域高規格島原道路愛野インターチェンジからおおむね300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。宅地部分にはガレージ、農地部分には住宅及び庭・家庭菜園を計画されています。北側の隣接農地については、所有者へ同意を得ているとのことです。

受付番号42番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号42番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 4番、東です。

今の説明の中でですよ、ここは5条申請ですよ。その中で家庭菜園に利用するというのですか。ということは、農地のままということですかね。

○議長（小筏 正治君） どうでしょうか、調査会長。

○事務局（増富 浩彦君） 済みません、事務局から説明、大丈夫ですか。

今の質問ですけども、ここが一応、宅地に転用ですね。それで、宅地と農地の併用で申請されるんですけども、その農地に入るにはその宅地を入らなきゃいけないんですね。その宅地がもと、宅地にしていらっしゃるんですけど、家庭菜園みたいにされてたんですね、お母さんが。

その裏の畑をやるということで、その手前のほうにあるガレージをとりあえずつくと。で、奥に家と、その奥に今度、前にあった庭と家庭菜園を持ってくるということになっているんですね。

○委員（４番 東 康敬君） その家庭菜園というのは宅地の中の家庭菜園ですか。

○事務局（増富 浩彦君） そうですね、農地で転用した後。ここがですね、合計面積が、全部で宅地と農地が484㎡あるんですね。そのうち農地が344㎡、既存の宅地が140㎡あるんです。農地の344㎡のうち、建物が105㎡で、庭と家庭菜園に239㎡。宅地の部分、140㎡はそのままガレージのほうに使うということで、宅地転用された後の農地のほうに、残りのところに庭と家庭菜園を一緒にするという事になっています。

○議長（小筏 正治君） いろいろと説明がありましたけど、わかりましたか。

○委員（４番 東 康敬君） はい、わかりました。

○事務局（原田 誠二君） 済みません、今ので補足です。今の申請で、うちのほう、事務局もそうですけども、一応、中部調査会でも問題ないということで一応判断されております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ただいまの案件はいいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（１３番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は43番となります。

受付番号43番は、一般個人住宅への転用を計画されております。申請地は平成28年9月12日付で農振除外がなされております。また、申請地は、南申山支所からおおむね300メートル以内にあるため、第3種農地と判断しました。

受付番号43番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号43番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。43番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第49号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号38番から43番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第7、議案第50号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書16ページをごらんください。

議案第50号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。令和元年10月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。議案書は17ページ、受付番号1番から、議案書34ページ、受付番号39番までです。

受付番号1番から28番については、貸借権に係る案件。受付番号29番から35番については、所有権移転に係る案件。受付番号36番から39番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第50号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から28番について、何かご質疑ありませんか。1番から28番。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、所有権移転に係る受付番号29番から35番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、次に、農地中間管理事業に係る受付番号36番から39番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。36番から39番、ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第50号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第8、議案第51号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書35ページをごらんください。

議案第51号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、総会の意見を求める。令和元年10月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。議案書36ページ、受付番号1番から、議案書41ページ、受付番号7番まで、7件です。以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第51号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。東委員、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 4番、東です。

この中間管理機構に貸し付けて配分するという計画でずっと、事務局からでもそっちのほうに誘導せろというお達しがありますけれども、この中間管理機構に行ったときにまず一つ問題になるのが、非常に手続が厳しいじゃないけど、面倒くさいというのと。それと、これをしたときに、大体期間的に二、三カ月かかったようですかね、決定までに。今まで、経営基盤強化法やったら1カ月ぐらいで普通は上がってきよったけど、この中間管理機構を通したときには、非常に暇要るような感じの中で、ちょっと言われたのが、えらいまだ許可おりんとかねという形も言われたわけですかね、この中間管理機構を通した中での貸し借りの中でですよ。そこら辺はどういう形で思っているのか、もっと簡素化はできないのかですたい。事務局、お願いします。

○議長（小筏 正治君） 事務局、説明いいでしょうか。確かに……またせんばいかん。

○事務局（増富 浩彦君） 法的には一括でできるように11月1日に変わりはすつとですけど、基本的にうちの雲仙市の農業委員会で、今までその法整備がなつたらんやっつもんやけんですね、中間管理機構に貸した分はまず集積決定をして。よその農業委員会では、その日に一緒に配分計画も決定ばしとったところがあったとですけども、当初からうちは別々に、その日に公告が出せないもんですから、公告があつて初めて権利が移動するもんやけんですね、その日にはできないということで、ずつとしてきてません。今後、その法整備も一括でできるとなつとるとですけども、委員たちが一緒に大丈夫よと言わせばですね、やっつていかんばいかんとかねというとは、11月1日以降ですね、考えていかんばいかんとかねとは思つてはおります。そういった期間が長うかかり過ぎるとかいう苦情があつとやっつたらですね。

○委員（4番 東 康敬君） これ、ちょうどですね、経営上の中で、息子に貸借をしとるけど、申請ばしとるけど、えらい暇要つとの、間に合うとかねという形の相談を受けたことがあるわけです。だから早急にしないでいい人はもう何も心配はないと思いますけれども、やっぱり農業者年金の関係など本当に自分が経営移譲をしたい時期に間に合うんかなという、やっぱり心配もあるわけですかね。そこら辺をちょっと言われたもんやから。

○議長（小筏 正治君） もう貸す人、借りる人、決まっつとつとやけんでね。

○委員（4番 東 康敬君） 一緒によかとにね。

○事務局（増富 浩彦君） 個人的な意見ですけど、そのやり方自体がおかしなじやなかかと私は思うとですたいね。相手方ば決めてする集積決定なんで、意味なかですよね。中間管理機構のやり方が間違つとるもんやけんか、今まで、こう提案も何もせんかつたんです、その配分を一緒にしてくれんかということのお願いは何回かあつとつとですけど、ちょっと法的にも何もなつとらんじやなかかというて断つてはきとつとです。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（9番 馬場 保君） 9番の馬場ですけど。

今に関連してですけど、この中間管理機構というのは何じゃろうですね。面倒くさくしようとしている。早う言えば、手続を。その議案書のさ、本来、配分ちゅうとは受付した時点で決まっつとつとに。一月ズレでくつとでしようが、そんげんとも矛盾だもんな、おかしか。中間管理機構は管理しとる人がおらんと受け付けんとですよ。

○議長（小筏 正治君） それで1カ月……。

○委員（9番 馬場 保君） ええ、わざわざ何でそういう……。

○事務局（増富 浩彦君） 一応ですね、中間管理機構法の中でですね、配分案の意見を聞きなさいということに一応なつとつとです。機構のほうから配分案計画を立てて、意見を求めてきとるとです。こういった人に貸しますよという。

○議長（小筏 正治君） 基本的に一番最初が、とりあえず機構に貸せば、機構がどがんかしてくるといふ……。

○委員（4番 東 康敬君） 配分先は機構で決めろという形になってくるわけですたいね。

○事務局（増富 浩彦君） だけん、法的にはそがんなつとつとです。市町の中、市町がつくつとるチーム会というつとで一旦農地ば受けて、で、その中でAさん、Bさん、Cさん、Dさんと、この人が地元の人やけん、この人につくつてもらおうかというような、本当はそういう会議をして、この人に配分しますよというつとば決めていかんばいかんつとじやなかとかということにはなつとつとです。それはもうずつと今まで、相手方がおらんば借りらんとかいうやり方ばしてきとるもんやけんです。

○議長（小筏 正治君） ちょっとこれ見直しをしていくわけです。

○事務局（増富 浩彦君） 多分、11月1日に一括法というてできますので、一括でやっつていかんばいかんつともあるかもしれませぬ。

○委員（4番 東 康敬君） 一括が我々もかえつて理解しやすかつたつたい、1カ月ずれてするよりは。

○事務局（増富 浩彦君） この話は11月1日以降にちょっとお話をしたいと思います。

○議長（小筏 正治君） ほかにご異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） そしたら、ご異議ないようですので、議案第51号、農用地利用配分計画（案）につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第9、報告第7号、非農地通知の発出について、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書42ページをごらんください。

報告第7号、非農地通知の発出について

対象地が農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を行ったことについて総会で報告する。令和元年10月7日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書43ページをごらんください。

整理番号1番については、所有者より申し出があり、現地確認を行ったところ、山林化していると確認できたことから、非農地通知を発出するものです。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 報告第7号について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りします。本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後3時04分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年10月 7日

議 長

署名委員

署名委員